

食安輸発1112第4号
平成25年11月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インドネシア産ほうれんそうのジフェノコナゾール、韓国産いちごのメトコナゾール、中国産どじょうのエンドスルファン、にんにくのクロルピリホス、タイ産ケールのメタラキシル及びメフェノキサム)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号（最終改正：平成25年11月8日付け食安輸発1108第1号）に基づき実施しているところです。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3からインドネシア産ほうれんそうのジフェノコナゾールの項、韓国産いちごのメトコナゾールの項、タイ産ケールのメタラキシル及びメフェノキサムの項を削除し、同通知の別表第3から中国産にんにくのクロルピリホスの項を削除し、また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産どじょうのエンドスルファンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。